

斎尾廃寺跡用地測量業務 特記仕様書

第1条 適応範囲

本特記仕様書は、琴浦町(以下「甲」という。)が実施する斎尾廃寺跡用地測量業務(以下「本業務」という。)に適応する。

第2条 業務の目的

本業務は、特別史跡斎尾廃寺追加指定の用地買収に伴う用地測量を実施することを目的とする。

第3条 適用する法令及び規程等

1. 測量費（昭和24年法律第188号）
2. 公共測量作業規程（国土交通省国土地理院：平成28年3月31日国地190号）
3. 琴浦町財務規則
4. 琴浦町個人情報保護条例
5. 測量・設計業務等一般仕様書
6. その他関係法令

第4条 諸手続き等

本業務の実施に先立ち、受託者（以下、「乙」という。）は下記の書類を提出し、監督員の承認を得るものとする。

1. 業務工程表
2. 管理技術者決定通知
3. 照査技術者決定通知

第5条 土地の立ち入り等

本業務の実施にあたり、現地測量等に際し他人の占有する土地に立ち入る場合はあらかじめ甲の監督員に通知しなければならない。また、作業員は身分証明書を常時携帯し地元関係者との係争を生じないよう留意しなければならない。万一、損害等を与えた場合は、乙の責任においてこれを解決するものとする。

第6条 守秘義務

乙は本業務で知り得た内容を漏洩してはならない。

第7条 貸与義務

本業務に必要な甲所有及び関係機関所有の資料を貸与する。

第8条 業務概要

本業務における工程別作業区分及び作業量は次のとおりとする。

1. 作業区域 琴浦町大字榎下

2. 作業計画

設計書に記載された業務内容及び特記仕様書を確認し、業務の目的・主旨を把握した上で業務計画書を作成する。

3. 現地踏査

地形、植生、その他現地の状況等の調査及び既知点（基準点等）の異常の有無の調査を行う。

4. 復元測量

地籍図の成果を現地に復元する。

5. 境界確認

転写連続図等に基づき、関係権利者立会いのうえ境界点を確認し、所定の標杭を設置する。設置する標杭は、 $3 \times 3 \times 50\text{cm}$ の木杭(赤色)又は測量鉛(赤色明示板)又はマーキング(赤色)を使用する。

6. 土地境界確認書作成

土地境界立会確認書を作成し、境界確認が完了した後、関係する権利者全員に確認したことの署名押印を求める。

7. 境界点間測量

隣接する境界点間距離を測定し精度を確認する。

8. 面積計算

前工程までの成果に基づき、各筆の取得用地の面積を算出する。

9. 土地調書添付図作成（全筆買収による場合）

登記に必要な成果として土地調書添付図を作成する。

10. 土地現地調査書

不動産表示登記事務取扱要領第8条第1項の規定に基づき作成する。

第9条 業務期間

本業務における工程別作業区分及び作業量は次のとおりとする。

工期 完了 令和2年9月30日

第10条 納入成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

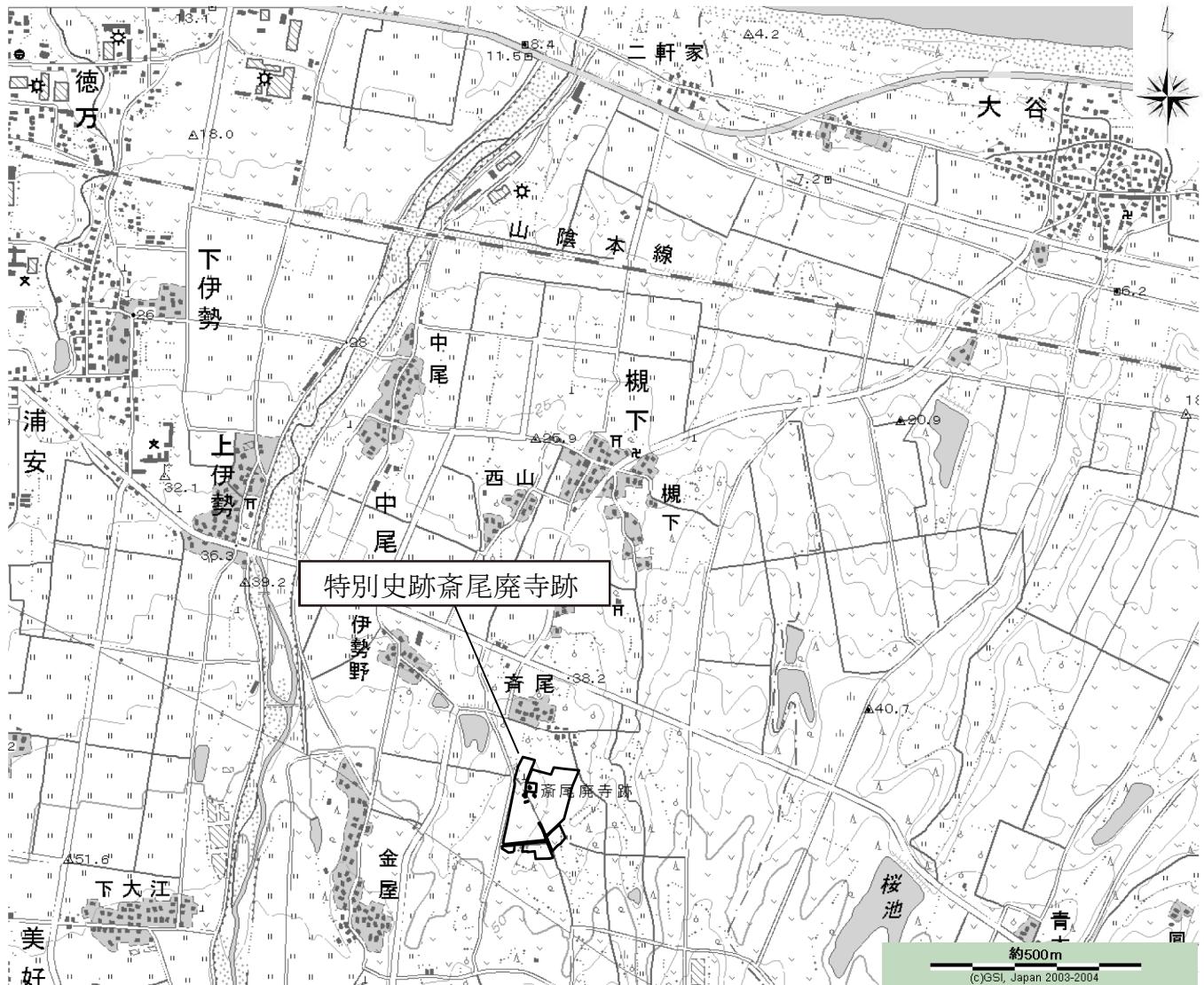
- | | |
|---------------|----|
| ・報告書 | 2部 |
| ・電子データ (CD-R) | 1式 |

第11条 成果品の装丁等

報告書等は、長期に耐える装丁を行って提出するものとする。

第12条 業務カルテの作成、登録

乙は、契約金額が100万円以上の場合、受注時は契約後10日以内に、完了後10日以内に測量設計業務情報サービス(TECRIS)に基づき業務カルテを作成し、監督員の承認を受けた後に(財)日本建設情報総合センターに提出するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを甲に提出すること。





琴浦町大字楓下

